

社会福祉法人行風会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人行風会(以下、「法人」という。) 定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員に対する報酬及び費用の弁償(以下、「報酬等」という。) に関する事項を定め、適正な事務運営を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 法人定款第5条に規定する評議員並びに第15条に規定する理事及び監事(以下「役員等」という。) とする。但し、施設長に就任している役員等は除く。

(支給金額等)

第3条 役員等に支給する報酬等は、次の通りとする。

- 1 常勤役員等の報酬の額は、出勤状況等を鑑みて別に理事会にて定めるものとする。
- 2 費用弁償額は次のとおりとする。

(1) 日当 会議等に出席したとき、出席1回につき、金1万円を支給する。

(2) 旅費 会議等に出席したとき、交通費について費用弁償する。

(支給日)

第4条 役員等の報酬は、前月分を翌月20日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

附則

この規定は平成17年10月17日から施行する。

平成22年10月1日に一部を改定する。

平成29年6月16日に一部を改定する。